

農村集落機能維持活動事例調査委託業務

企画提案に関する説明書

北海道農政部農政課
令和4年（2022年）6月

企画提案説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

農村集落機能維持活動事例調査委託業務

(2) 業務の目的

本道の農村地域では、高齢化や人口減少により、学校の統廃合やスーパー、商店の閉店、交通の廃止など、集落を維持していく機能が弱体化する地域が増加しており、一層深刻化するおそれがある。

このため、道内における集落組織などによる買い物支援や子育て支援といった生活扶助的取組や学習塾などの取組、集落機能を維持するための「地域運営組織」※の立ち上げなど、先進的な事例を調査・考察し、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に掲げた施策の展開方向「地域住民が一体となって創る活力のある農村」の実現に向けて、調査結果を農村集落の地域運営等の機能の強化や組織づくりなど横展開に繋げる。

〔※ 「地域運営組織」とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。〕

(3) 業務の内容

農村集落機能を維持するための活動事例や「地域運営組織」の事例について、道が把握している次の想定事例に加えて、企画提案者からの提案も踏まえて事例調査対象を選定し、調査・考察する。

<想定事例>

○農村集落機能維持活動

- ・高齢者の買い物支援等（○○町集落組織）
- ・子育て支援施設の開設（○○町○○地区）
- ・小中学生向け学習塾の開講（JA○○）など

○地域運営組織

- ・フキ栽培による産業創出（一般社団法人○○）
- ・滞在型観光の推進に加え生活支援など活動を多角化（NPO法人○○）など

① 農村集落機能維持活動の事例と地域運営組織の事例の調査

設立の経緯、活動内容、組織形態、構成員、活動資金や収支、今後の課題など

② 報告

事例（20～30例程度）を調査・考察し、報告書（事例集）を提出する（正本及び副本各1部、電子データ（CD-R））。

(4) 発注者

北海道

(5) 契約期間

契約締結の日から令和5年（2023年）2月28日まで

2 積算上限額

委託料 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加者の資格要件

当該業務に係る競争入札参加資格に関する規定は定められていないため、次のとおりの資格をいずれも有する者とする。なお、本事業の趣旨・内容から、企画提案が優れたものであることが必要なため、その資格を「中小企業者等」に限定しないこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 道内に本店又は事業所を有する法人であること。
- (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (9) 過去2年間（令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度））に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

なお、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合の組合員については、組合員自体の履行経験はもとより、当該組合の他の組合員が契約を締結し履行した契約を含むものであること。

4 提案の募集方法

(1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定方法

当該業務は、農村集落の維持・確保に向けて、地域住民等が主体となり、各集落の維持運営に係る先進的な活動事例の調査・考察を行う業務であることから、契約相手方には、農業・農村に関する専門的な知見や豊富な経験と地域で活動している人材とのつながり、活力ある農村づくりに向けた地域の取組事例などの情報が必要であること、また予め、成果の水準の設定や具体的な仕様の提示が困難であることからプロポーザル方式（「プロポーザル方式による契約の取り扱いについて」（平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通知）第1の2）によることとする。

なお、手続きの透明性や公平性を確保しつつ、優れた企画提案を広く求めることから、「公募型

プロポーザル方式」によることとし、プロポーザル審査会を設置して企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

公募については、掲示板への掲示や北海道のホームページに掲載し、広く周知する。

5 プロポーザル審査会の設置

企画提案者から、提案内容について聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

6 審査基準等

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などを聴取した上で、あらかじめ定めた審査方法等により評価し、最も優れた企画提案を選定する。

また、審査結果は企画提案者全員に通知する。

7 提案に当たっての手續等

業務の委託に当たり、公募型プロポーザル参加希望者から事前に資格審査申請書を徴収して資格の有無を審査し、審査結果を申請者に通知するとともに、資格を有する申請者には企画提案書の提出及びプロポーザル審査会（企画提案説明会）の出席を要請する。

(1) 担当部課（提出・お問い合わせ先）

北海道農政部農政課政策調整係

郵便番号 060-8588

住 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

連絡先 電話番号 011-231-4111（内線27-126）

F A X 011-232-4126

(2) 資格審査申請書の提出

- ① 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料
- ② 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）
- ③ 提出期限 令和4年（2022年）7月19日（火）午後5時必着
- ④ 提出場所 上記（1）に同じ

(3) 企画提案書の提出要請

参加資格を有する参加表明者に、企画提案書の提出要請書を送付します。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類 様式2「企画提案書」
- ② 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）等により8部を提出すること。
なお、提案者名は1部のみに記載し、残り7部には提案者名を記載しないこと（文中にも記載しないように注意すること）。
- ③ 提出期限 令和4年（2022年）7月28日（木）午後5時必着
- ④ 提出場所 上記（1）に同じ

(5) 企画提案のヒアリングの実施

プロポーザル審査会において、企画提案のヒアリングを実施するが、日程、場所等については、別途通知する。

(6) 参加費用

企画提案書提出に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

(7) その他

① 企画提案書の記載に係る質問は、電話またはFAX等により令和4年(2022年)7月28日(木)午後5時までに、(1)の担当部課に行うこと。

② (3)で企画提案書の提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で(1)の担当部課に報告すること。

なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

8 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できることとする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

9 業務委託について

原則として、道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書提出を依頼する。

ただし、上記いずれの時点においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

<失格要件>

(1) 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

(2) その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合